

寄り添う「成年後見制度」を知っていますか？

大切な財産を守ったり、生活上の不安を解消してくれる制度です

成年後見制度は認知症、知的障がいや精神障がいなどによって判断能力が不十分な人が、経済的な不利益を受けたり、生活上の不自由さを解消するために、法律面や生活面で保護・支援する制度です。

成年後見制度の種類と仕組み

成年後見制度（法定後見制度）の対象者は、本人の判断能力が不十分な人です。判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に区分されます。

- 成年後見人…（常に判断力が欠けている）（すべての法律行為をおこなえる）
- 保佐人…（判断能力が著しく不十分）（基本的に法律上に定められた重要な行為の同意権が付与される）
- 補助人…（判断能力が不十分）（申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為を行える）

成年後見制度で支援される内容

財産管理

- ・預貯金の管理
- ・税金や水道光熱費などの支払い
- ・不動産などの管理、処分
- ・遺産分割 など



身上監護

- ・介護、福祉サービス利用の手続き
- ・施設への入退所の手続き、費用の支払い
- ・医療機関の受診に関する手続き
- ・要介護認定の申請 など

手続きの流れ

- ① 申 立 て 本人の住所地の家庭裁判所に申立てます。配偶者、四親等内の親族や市町村長などによる申立てもできます。
- ② 審判・選任 家庭裁判所での審理や鑑定を経て、後見人の選任が行われます。
- ③ 法定後見開始 成年後見人等は家庭裁判所の監督を受け、法定後見を開始します。

日常生活自立支援事業を知っていますか

認知症、知的障がいや精神障がいなどで判断能力が不十分な人のために、社会福祉協議会が日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を行っています。福祉サービスの相談や手続きの支援、日常的な金銭管理などの支援を行います。

任意後見制度とは

判断能力がある人のための制度です。判断力の低下に備え、支援者や支援内容を自分で決めることができます。本人の判断力が不十分になったから、任意後見監督人のもと、本人との契約で定めた行為を行います。



市民後見人とは

成年後見制度に関する一定の知識・態度を身に付けた人の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任します。

相談窓口 上天草市地域包括支援センター（上天草市役所 高齢者ふれあい課）

TEL 0969-28-3378

~~上天草市地域包括支援サブセンター 龍ヶ岳 TEL 0969-62-1124~~

見逃さないで！

大切な高齢者の変化に
気づけるのはあなたです

高齢者の尊厳が守られる 上天草市をめざして



家庭や施設における虐待や、家族による財産権の侵害や消費者被害など、高齢者に対する人権侵害について、その予防と被害の救済が求められています。高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持ち、いつまでも安心して暮らせる上天草市をめざしましょう。